

# 品川区高齢者クラブ連合会補助金交付要綱

制定 昭和40年4月1日

改正 平成6年3月29日

改正 平成31年4月1日

品川区高齢者クラブ連合会が、会員の福祉の向上のために実施する事業にたいする補助金の交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助金の目的)

第1条 品川区高齢者クラブ連合会補助金（以下「補助金」という）は、品川区高齢者クラブ連合会（以下「補助事業者」という）が会員の福祉の向上と高齢者クラブの発展のために実施する事業の拡充強化を図り、もって区内の高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金は、補助事業者が次に掲げる事業を行うために要する経費のうち区長が、必要かつ適当と認めたものに交付する。

1. 品川区高齢者クラブ連合会の運営
2. 品川区高齢者クラブ連合会員の福祉の向上と親睦
3. 品川区高齢者クラブ連合会員の知識の向上
4. 品川区高齢者クラブ連合会員の地域交流活動

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業のうち、区長が必要かつ適当と認めた補助対象事業に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は補助事業者に対し別記第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限ま

で、別記第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは、補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回ができる。ただし、その期限内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 補助事業者は、第六条に規定する補助金の交付決定通知をうけたときは、区長が別に定める期限までに別記第3号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消等)

第9条 区長は、補助金の交付を決定した後当該補助事業が、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその条件の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

(変更の承認)

第10条 補助事業者が次の各号の1に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

1. 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
2. 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
3. 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期限内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は、すみやかに報告し、指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の適正円滑な執行を図るためその遂行の状況に関し区長から報告を求められた場合はこれに応じなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第13条 区長は補助事業者が提出する報告、もしくは地方自治法第293条の3第2項の規

定による調査等により、交付の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象事業に適合するように処置をとるべきことを命ずる。

2 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告の提出)

第14条 補助事業者は、補助対象事業終了後（または会計年度終了後）すみやかに別記第4号様式により補助対象事業の事業実績報告書及び収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第15条 区長が補助職員をして、補助対象事業の遂行状況及び経理について、検査をさせた場合または報告を求めた場合は補助事業者はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金の収入・支出に関する帳簿及び事業に関する記録を整備し、経理及び事業の状況を明確にしておかなければならない。

(決定の取消)

第17条 次の各号の1に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

1. いつわりその他不正の手段により交付をうけたとき。
2. 他の用途に使用したとき。
3. 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 区長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約金)

第19条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは補助事業者は当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額100円について1日3銭の割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(付 則)

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。